

8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・里親制度の案内リーフレットの作成、広報紙や子育て応援サイトへの里親のインタビュー記事の掲載、里親月間にあわせたデジタルサイネージ等での広報を実施したほか、市職員を対象とした事務処理用パソコンのロック画面を活用した制度の周知を実施。
- ・里親を対象とした研修（法定研修・その他の研修）、未委託里親を対象としたトレーニング事業を実施。
- ・こども家庭センター（児童相談所）において、職員研修を実施して里親委託の基本的な考え方について理解を深めるとともに、所内の意見交換等により里親委託の課題についての認識を共有する等の取組を実施。

II 現行計画にない新たな取り組み

- ・里親・ファミリーホームと市長や市の関係職員が参加する交流会を開催し、子育ての喜びや悩みを共有するとともに、里親制度等に関する意見交換を実施。

②課題

- ・里親委託率が伸びておらず、目標値を大きく下回っている。

	現行計画の目標 (R11 年度末)	現 状 (R5 年度末)
乳幼児の 里親委託率	58.3%	12.0%
学童期以降の 里親委託率	30.9%	12.4%

3歳未満児：13.2%
3歳以上就学前：11.1%

<主な要因>

- ・里親制度と養子縁組との違いが十分に理解されておらず、里親委託にかかる実親の同意が得られにくい。
- ・里親制度に自ら積極的に関心を持つ人以外を対象としたアプローチが弱く、多様な里親の確保につながっていない。
- ・発達上または心理面で課題がある等専門的な養育を必要とする子どもが多い。

③取組方針

<里親委託率の目標（令和 11 年度末）>

- ・乳幼児の里親委託率：75.0%（現行の目標より 16.7%高く設定）
- ・学童期以降の里親委託率：50%（現行の目標より 19.1%高く設定）

<取組方針>

- ・子どもの最善の利益の実現の観点より、代替養育を必要とする子どもの里親等への委託を推進するうえで、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期については、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、乳幼児の里親委託を積極的に進めるとともに、里親委託推進にかかる多くの課題に対して、優先順位をつけて戦略的に取り組んでいく。

（重点的に取り組む事項）

- ・里親制度にかかる広報啓発について、伝えたい内容のイメージを統一し、官民が協働して一体的に実施する。
- ・里親のリクルートについて、潜在的な里親のなり手を里親登録につなげていけるようなアウトリーチ型の取組を推進する。
- ・未委託となっている里親の状況把握・アセスメントを行い、委託につながっていない要因を把握したうえで、養育の不安その他の要因の解消に向けた支援を行う。
- ・一定の養育経験のある里親について専門里親の研修受講を促進するとともに、専門的なケアを必要とする子どもを里親家庭で養育する場合の関係機関による支援体制を充実させる。

（２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

①現状

I 現行計画に記載のある取組

- ・里親支援機関として 21 団体を指定し、毎月 1 回実務者会議を開催して支援中の里親の情報共有や支援内容に関する意見交換を実施。
- ・市内の里親支援機関が連携して、里親制度の広報啓発や委託中の里親への支援活動（里親サロンの開催等）を実施。
- ・市内 6 ヶ所にファミリーホームを設置。

II 現行計画にない新たな取り組み

（再掲）

- ・里親等養育にかかる支援体制強化のため、こども家庭センター（児童相談所）に家庭養護担当の課長・係長・担当職員 4 名を配置

②課題

- ・それぞれの里親支援機関や里親支援専門相談員による支援内容について、統一的な方針が明確でなく、全体のマネジメントやスーパーバイズができていない。

- ・里親の広報・リクルートからマッチング、委託中の支援、自立支援までの支援の流れや、それぞれの支援機関が担う役割が不明確。

③取組方針

- ・里親支援にかかる市の取組方針を明確にして関係機関との共有を図るとともに、里親支援機関の役割を整理して、里親支援センターが担うべきとされる機能が、児童相談所と各関係機関の連携によって十分に果たせるような体制の構築に向けて、必要な機能の強化を行う。
- ・里親支援センターの設置については、上記の取組状況を踏まえつつ検討していく。